

小山工業高等専門学校寄附金取扱規程

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成20年4月1日

(目的)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則(平成16年4月1日規則第45号)及び他の法令又は特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「寄附金」とは、本校における奨学、教育、研究及び管理運営に係る業務を支援することを目的とする寄附金をいう。

(寄附の申込み)

第3条 寄附金の申込みは、寄附金申込書(別紙様式第1号)によるものとする。

(受入審査機関)

第4条 校長は、寄附金を受けるときは、必要に応じて本校に設置する受入審査機関等の意見を聴くこととする。

(受入れの決定)

第5条 校長は、前条に規定する寄附金の申込みがあり、業務の推進に有意義と認める場合は、当該寄附金の受入れを決定するものとする。

2 前項による受入れを決定するときは、第2条の規定による経費の用途を明らかにしなければならない。

(受入れの報告)

第6条 校長は、寄附金を受入れたときは、運営会議に報告するものとする。

(受入れの制限)

第7条 校長は、次の各号に掲げる条件が付されている寄附金を受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 その他校長が特に教育研究上支障があると認める条件。

2 校長は、前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体からの寄附にかかるものについては、受入れることはできないものとする。但し、地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものを除く。

(受入れの通知)

第8条 校長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、寄附金受入通知書(別紙様式第2号)

を当該寄附者に送付するとともに、出納命令役に寄附金受入決定通知書（別紙様式3号）によりその旨を通知するものとする。

（受入れ）

第9条 出納命令役は、寄附金の受入れについて適当であると認めるときは、直ちにこれを受入れるものとする。

2 前項により受入れた寄附金が、現金であるときは直ちに、有価証券であるときは当該有価証券について利子の支払又は償還があったときに当該現金又は支払若しくは償還に係る現金を徴収する処置をとらなければならない。

（使途変更等）

第10条 校長は、寄附金を受入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途変更等を行うことができるものとする。

- 一 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合。
- 二 研究担当者が、機構教職員就業規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（以下「就業規則」））第14条により、機構が設置する学校へ配置換等となったため、当該学校の校長の同意を得て、寄附金を移し換える場合。
- 三 研究担当者が、国立大学法人等へ転籍等となった場合には、寄附者及び当該国立大学法人等の長の同意を得て、寄附金を移し換える場合。
- 四 研究担当者が退職若しくは死亡等した場合であって、研究担当者を変更して同一の寄附目的のため引き続き使用する場合。

（教職員が寄附金を受入れたときの取扱）

第11条 教職員は、職務上の寄附金を受入れたときは、当該寄附金を速やかに校長に寄附しなければならない。

（寄附金の保管等）

第12条 寄附金は、理事長が指定する取引金融機関等に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、機構本部の収入として受入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、預託により生じる利子等をもって寄附の目的を達する寄附金については、当該利子を寄附金の増加に充てることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校奨学寄附金委任経理金取扱規程（平成9年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
小山工業高等専門学校長 殿

(寄附者)

住所

氏名

印

寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄 附 金 額 円
- 2 寄附の目的
- 3 寄附の条件
- 4 使 用 内 訳
- 5 使 用 時 期
- 6 研究担当者等
- 7 そ の 他

連絡先：

研究担当者が、小山工業高等専門学校から異動した場合は、その異動に伴う寄附金の移動について同意する。(同意いただける場合にはその旨ご記入ください。)

様

独立行政法人国立高等専門学校機構
小山工業高等専門学校長

印

寄附金の受入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも小山工業高等専門学校の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の目的

別紙様式第3号

年 月 日

出納命令役 殿

小山工業高等専門学校長

寄 附 金 受 入 通 知 書

このことについて、下記のとおり受け入れることとしましたので、寄附金の徴収方よろしくお取り計らい願います。

1 寄 附 金 額 円

2 寄附者の住所・氏名

3 寄附の目的及び条件

目的

条件

4 その他